

議員提出議案第14号

誰もが地域の学校で学べる教育環境の整備を求める意見書

上記の議案を提出する。

平成25年6月19日

提出者

6番	筒井孝尚	7番	秋家聡明
16番	安西俊一	21番	清水忠
22番	佐藤ゆうだい	23番	米山真吾
30番	三小田准一	31番	中村しんご
32番	斉藤初夫	33番	牛山正
34番	荒井彰一	35番	丸山銀一
36番	倉沢よう次		

葛飾区議会議長 梅沢五十六 殿

誰もが地域の学校で学べる教育環境の整備を求める意見書

国連の障害者権利条約の批准に向けて、障害の有無によらず、誰もが地域の学校で学べる教育を目指し、平成23年7月に成立した改正障害者基本法にインクルーシブ教育の理念が盛り込まれた。

障害のある子への教育も、特別な学級・教員のみが担うのではなく、「すべての教員は、特別支援教育に関する一定の知識・技能を有していることが求められる」と、中央教育審議会は「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」で報告している。

特に、発達障害に関する一定の知識・技能は、発達障害の可能性のある児童・生徒の多くが通常の学級に在籍していることから、教員には必須である。

また、すべての教員が多岐にわたる専門性を身に付けることは困難なことから、必要に応じて外部人材の活用も行い、学校全体としての専門性を確保していくことが必要である。

さらに、特別支援学校は、今後、コーディネーター機能を発揮し、通級による指導など発達障害をはじめとする障害のある児童・生徒等への指導・支援機能を拡充するなど、インクルーシブ教育システムの中で重要な役割を果たすことが求められ、センター的機能の

一層の充実を図るとともに、専門性の向上にも取り組む必要がある。

よって、本区議会は政府及び東京都に対し、下記項目の実施を強く求めるものである。

記

- 1 各学校における特別支援学校教諭免許状の保有率を高めること
 - 2 特別支援教育に関する一定の知識・技能は、教員養成段階で身に付けることが適当であるが、現職教員については、研修の受講等によって基礎的な知識・技能の向上を図ること
 - 3 特別支援教育支援員の充実、さらには、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、言語聴覚士、作業療法士、理学療法士等の専門家の活用を図ること
 - 4 域内の教育資源の組合せ（スクールクラスター）により、域内のすべての子ども一人ひとりの教育的ニーズに応え、各地域におけるインクルーシブ教育システムを構築すること
 - 5 関係行政機関等の相互連携の下で、広域的な地域支援のためのネットワークを形成し、医療・保健・福祉・労働等の関係機関等と適切に連携すること
- 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。